

指定住宅紛争処理機関

<料金（住宅紛争処理の申請手数料）と積算根拠>

料金の額 1万円（住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則第114条第2項）

積算根拠 9,224円（人件費）+1,320円（物件費）=10,544円
上記を超えない額として1万円と設定。